

# 令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業 「航空会社連携万博・沖縄観光情報発信事業」委託業務 企画提案公募要領

## 1 業務名

令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業「航空会社連携万博・沖縄観光情報発信事業」委託業務

## 2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和7年11月28日まで

本事業は令和6年度11月補正予算及び令和7年度当初予算債務負担行為により、会計年度を跨いだ契約・執行を行う。

## 3 目的

令和7年度開催の大阪・関西万博に来場可能性のある国内外からの観光客のうち、長期休暇による日本滞在が期待され、自然・伝統文化に関心が高いと考えられる欧米豪地域からの外国人観光客に、欧米豪、関西・東京、沖縄間で航空路線を持つ事業者と連携して万博テーマと親和性の高い沖縄の自然体験、伝統文化に関する情報、沖縄周遊旅行を「旅前プロモーション」としてPR、欧米豪における沖縄の認知度向上と沖縄来訪者数増加を推進する。

## 4 募集する企画提案の内容及び要件

令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業「航空会社連携万博・沖縄観光情報発信事業」企画提案仕様書による。

## 5 提案上限額

1件あたり12,705,000円（消費税及び地方消費税含む）、計2件（予定）。

ただし、沖縄県の予算措置上、1件あたり令和6年度5,717,000円、令和7年度6,988,000円が各年度の執行限度額となるため留意すること。

また、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額と異なる場合がある。

## 6 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の 4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと、及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 欧米豪、関西又は東京、沖縄の各地域間においてそれぞれ航空路線を運航・販売していること。運航と販売については事業者が属するグループ内で密に PR や販売について連携を取れる形であれば、いずれかの取扱いのみでも差し支えない。また、海外就航先における日本全体又は地方の観光情報の発信及び広告配信等を実施した経験を有すること。
- (4) 本業務の実施体制として正副 2 名以上の担当者を割り当て、本業務に係る管理運営、沖縄県との連絡調整、及び関連事務に対して確実に遂行できる体制を構築すること。
- (5) 以下の要件のもとで、共同企業体による応募も認める。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記(1)及び(2)を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。

## 7 応募留意事項

- (1) 一者又は一共同企業体あたり一件の応募のみ受け付ける。
- (2) 一者が複数の共同企業体を通じて二つ以上の提案を行った場合、いずれか一方の応募のみ受け付ける。

## 8 応募の手続き

- (1) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関する質問や疑義がある場合は、質問書【様式 10】を記入し、電子メールで提出すること。

- ① 受付期限

令和 7 年 1 月 27 日（月）正午（必着）

- ② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課

メールアドレス： aa057137@pref.okinawa.lg.jp

質問書以外による電話や電子メールによる問い合わせ、上記受付期限以降の問い合わせ

せについては受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和7年1月28日(火)17時までに沖縄県観光振興課ウェブサイトへ回答掲載予定。

(3) 企画提案書一式の提出

本公募に応募する場合は、企画提案書一式を沖縄県観光振興課執務室への持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、「令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業 企画提案書在中」と封筒に明示の上、提出期限までに必着するようにすること。

① 提出期限

令和7年2月3日(月)正午(必着)

② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課 誘致企画班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 行政棟8階  
電話番号 098-866-2764

③ 提出書類

下記9に定める書類

## 9 提出書類

本公募に応募する者は、以下の書類及び部数を沖縄県観光振興課に提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

② 企画提案書・・【様式2】

③ 会社概要表・・【様式3】

組織図を添付すること。

④ 積算書・・【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 人件費等

イ 旅費

ウ 需要費(消耗品費、印刷製本費等)

エ 役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等)

オ 使用料及び賃借料(借料等)

カ 外注費(請負契約等)

キ 一般管理費

ク 消費税

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するための全ての経費を積算すること。

⑤ 業務工程表・・【様式5】

⑥ 執行体制・・【様式6】

⑦ 実績書・・【様式7】

- ⑧ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】
- ⑨ 共同企業体構成書（共同企業体の場合）・・・・・・・・・・・・・・【様式 9】  
企業共同体協定書の写しを添付すること。
- ⑩ 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 10】
- ⑪ 直近二事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類  
企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。
- ⑫ 法人の場合、直近二年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証  
明する書類。

企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。

(2) 提出部数

- ① 応募申請書等（様式 1～9） 8部（正本 1部、副本（複写） 7部）  
様式 1～9の書類は、A 4版縦置き・横書き、左側長辺を 2穴空けとし、左上クリ  
ップ留めで提出すること。
- ② 添付資料（9(1)⑩及び⑫） 1部

## 10 審査・選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 応募のあった者について、上記 6 に定める応募資格を満たす者で委託先として適格  
であるか、書類審査を行う。
- ② 応募が三者以上の場合には、企画提案書の審査・選定を実施、上位二者を二次審査  
対象者として選定する。
- ③ 一次審査結果通知予定日  
令和 7 年 2 月 4 日（火） 予定

電子メール及び文書により各応募者に通知する。二次審査（プレゼンテーション）  
の対象者には、二次審査を実施する日時及び場所を通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 二次審査は、本事業の企画提案選定委員会において、応募者によるプレゼンテーシ  
ョンの内容を審査・選定する。ただし、審査件数が採択予定数以下の場合には、書類  
審査をもって委託先候補者として選定する。
- ② プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。  
ア 会場への入場者は、3名以内とする。  
イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容のみを説明することとし、当  
日の資料追加やパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ③ 二次審査実施予定日  
令和 6 年 2 月 7 日（金） 午後予定  
各応募者のプレゼンテーション実施時刻等は、個別に通知する。

## 11 業務の委託について

- (1) 本事業は沖縄県一般財源により実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。
- (2) 業務委託契約については、原則として、企画提案選定委員会の審査において、順位第一位及び第二位の応募者とするが、委託業務に関して合意に至らない場合には、順位第三位以降の者を順次繰り上げて協議を行い、合意に至った者と契約する。

## 12 留意事項

- (1) 提出書類で使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。書類中内に外国語が写り込むことは差し支えない。外国通貨の場合は想定レートを明示し、日本国通貨に換算すること。
- (2) 提出書類一式の準備・作成・提出に要する経費、企画提案選定委員会に参加するための経費等、本企画提案への応募に要する経費は、応募者の自己負担とする。
- (3) 提出書類一式は返却しない。
- (4) 沖縄県に提出した提案書、審査の過程及び内容については、一切非公表とする。
- (5) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 契約締結の際、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に沖縄県に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 8(3)①に記載した提出期限後に書類が提出された場合
  - ② 提出書類に虚偽の内容の記載が確認された場合
  - ③ 本公募要領への違反が確認された場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤ 上記の他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 13 問い合わせ先

沖縄県 文化観光スポーツ部  
観光振興課 誘致企画班 担当：天野  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 行政棟8階  
電話番号： 098-866-2764  
メールアドレス： aa057137@pref.okinawa.lg.jp

以上